

《 プロトコル運用開始手順について 》

1. ホームページより、「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル 合意書」をダウンロード。
2. 「病院用」「保険薬局用」、各用紙の下線部に必要事項を記入し、当院薬剤科宛に郵送。
※宛名を記載した返信用封筒も同封願います。
3. 当院にて必要事項を記入。「保険薬局用」のみを保険薬局に返送。
4. 「病院用」は当院にて、「保険薬局用」は各保険薬局にて保管。
5. 合意書に記載された日より運用可能。

★プロトコルの内容変更、当院若しくは保険薬局代表者の変更に伴う新たな合意書締結は行いません。